

平成 19 年 1 月 11 日

各 位

会社名 マルカキカイ株式会社
代表者名 代表取締役社長 釜江 信次
(コード番号 7594 東証・大証 1 部)
問合せ先 常務取締役管理本部長 森 康明
電 話 (072) - 625 - 6551

定款変更に関するお知らせ

当社は、平成 19 年 1 月 11 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 19 年 2 月 26 日開催予定の第 60 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

「会社法」(平成 17 年法律第 86 号)、「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成 17 年法律第 87 号)、「会社法施行規則」(平成 18 年法務省令第 12 号)および「会社計算規則」(平成 18 年法務省令第 13 号)が平成 18 年 5 月 1 日に施行されたことに伴い、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 周知性が高い公告の方法である電子公告制度を採用するため、予備的公告方法の規定と併せて、現行定款第 4 条(公告方法)について所要の変更を行うものであります。
- (2) 単元未満株式について行使することができる権利を明確にするため、第 10 条(単元未満株式についての権利)を新設するものであります。
- (3) 株主総会参考書類等の一部について、インターネットによる開示をもって、株主の皆様に対してより充実した情報の提供を行うことができるようにするため、第 16 条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)を新設するものであります。
- (4) 株主総会において議決権の代理行使を行う代理人の員数を明確にするため、現行定款第 14 条(議決権の代理行使)について所要の変更を行うものであります。
- (5) 取締役会の機動的な運営を図るため、取締役会を開催せずに書面または電磁的方法により取締役会の決議を行うことができるようにするため、現行定款第 22 条(決議の方法)について所要の変更を行うものであります。
- (6) 取締役および監査役が職務の遂行にあたり、期待される役割を十分に発揮できるよう、取締役および監査役の責任を会社法で定める範囲内で免除すること、ならびに、社外取締役および社外監査役の責任をあらかじめ限定する契約を締結できるようにするため、第 28 条(取締役の責任免除)および第 36 条(監査役の責任免除)を新設するものであります。
なお、第 28 条の新設については、監査役全員の一致による監査役会の同意を得ております。
- (7) その他全般にわたり、会社法等の規定に対応するため、構成の整理、必要な文言の追加、変更、削除、条数および項数の変更等を行うものであります。

2 . 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

3 . 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 19 年 2 月 26 日

定款変更の効力発生日 平成 19 年 2 月 26 日

以 上

(別紙)

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第1章 総則</p> <p>(商号) 第1条 (記載省略)</p> <p>(目的) 第2条 (記載省略)</p> <p>(本店の所在地) 第3条 (記載省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(公告の方法) 第4条 当会社の公告は、<u>日本経済新聞に掲載する。</u></p> <p>第2章 株式</p> <p>(株式の総数) 第5条 当会社が発行する株式の総数は、3,360万株とする。</p> <p>(新設)</p> <p>(自己株式の取得) 第6条 当会社は、<u>商法第211条ノ3第1項第2号の定めにより、取締役会の決議をもって自己株式を買受けることができる。</u></p>	<p>第1章 総則</p> <p>(商号) 第1条 (現行どおり)</p> <p>(目的) 第2条 (現行どおり)</p> <p>(本店の所在地) 第3条 (現行どおり)</p> <p>(機関) 第4条 <u>当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</u> <u>(1)取締役会</u> <u>(2)監査役</u> <u>(3)監査役会</u> <u>(4)会計監査人</u></p> <p>(公告方法) 第5条 当会社の公告方法は、<u>電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。</u></p> <p>第2章 株式</p> <p>(発行可能株式総数) 第6条 当会社の発行可能株式総数は、3,360万株とする。</p> <p>(株券の発行) 第7条 <u>当会社は、株式に係る株券を発行する。</u></p> <p>(自己の株式の取得) 第8条 当会社は、<u>会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。</u></p>

<p>(<u>1 単元の株式数および単元未満株券の不発行</u>)</p> <p><u>第 7 条</u> 当社の <u>1 単元の株式数</u>は、<u>1 0 0 株</u>とする。</p> <p>2 . 当社は、<u>1 単元の株式数に満たない株式</u> (以下「<u>単元未満株式</u>」<u>という。</u>)に<u>係わる株券を発行しない。</u>ただし、<u>株式取扱規則に定めるところ</u>についてはこの限りではない。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p>(<u>単元株式数および単元未満株券の不発行</u>)</p> <p><u>第 9 条</u> 当社の <u>単元株式数</u>は、<u>1 0 0 株</u>とする。</p> <p>2 . 当社は、<u>第 7 条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。</u>ただし、<u>株式取扱規則に定めるところ</u>についてはこの限りではない。</p> <p>(<u>単元未満株式についての権利</u>)</p> <p><u>第 10 条</u> 当社の <u>株主</u> (<u>実質株主を含む。以下同じ。</u>) は、<u>その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</u></p> <p>(1) <u>会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利</u></p> <p>(2) <u>会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利</u></p> <p>(3) <u>株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</u></p>
<p>(<u>基準日</u>)</p> <p><u>第 8 条</u> 当社は、<u>毎年 1 1 月 3 0 日の最終の株主名簿</u> (<u>実質株主名簿を含む。以下同じ。</u>) に記載または記録された <u>議決権を有する株主</u> (<u>実質株主を含む。以下同じ。</u>) をもって、<u>その決算期の定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。</u></p> <p>2 . <u>前項のほか必要があるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告して、臨時に基準日を定めることができる。</u></p>	<p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p>

<p>(名義書換代理人)</p> <p>第9条 当社は、<u>株式につき名義書換代理人を置く。</u></p> <p>2. <u>名義書換代理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、これを公告する。</u></p> <p>3. <u>当社の株主名簿および株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、単元未満株式の買取り、その他株式に関する事務は、これを名義書換代理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。</u></p>	<p>(株主名簿管理人)</p> <p>第11条 当社は、<u>株主名簿管理人を置く。</u></p> <p>2. <u>株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</u></p> <p>3. <u>当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ)、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</u></p>
<p>(株式取扱規則)</p> <p>第10条 当社の株券の種類ならびに株式の<u>名義書換、単元未満株式の買取り、その他株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</u></p>	<p>(株式取扱規則)</p> <p>第12条 当社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、<u>取締役会において定める株式取扱規則による。</u></p>
<p>第3章 株主総会</p>	<p>第3章 株主総会</p>
<p>(招集の時期)</p> <p>第11条 (記載省略)</p> <p>(新設)</p>	<p>(招集の時期)</p> <p>第13条 (現行どおり)</p> <p>(定時株主総会の基準日)</p> <p>第14条 <u>当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年11月30日とする。</u></p>
<p>(招集権者および議長)</p> <p>第12条 (記載省略)</p>	<p>(招集権者および議長)</p> <p>第15条 (現行どおり)</p>
<p>(新設)</p>	<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第16条 <u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p>

<p>(決議の方法)</p> <p><u>第13条</u> 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数で行う。</p> <p>2. <u>商法第343条の定めによる株主総会の決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上で行う。</u></p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p><u>第14条</u> 株主は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人として、その議決権を行使することができる。</p> <p>2. 株主または代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</p> <p>(議事録)</p> <p><u>第15条</u> <u>株主総会における議事の経過の要領およびその結果については、これを議事録に記載し、議長および出席した取締役がこれに記名押印する。</u></p> <p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>(員数)</p> <p><u>第16条</u> (記載省略)</p> <p>(選任の方法)</p> <p><u>第17条</u> 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>2. 取締役の選任決議は、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行う。</u></p> <p>3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p>	<p>(決議の方法)</p> <p><u>第17条</u> 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>2. <u>会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</u></p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p><u>第18条</u> 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>(削除)</p> <p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>(員数)</p> <p><u>第19条</u> (現行どおり)</p> <p>(選任の方法)</p> <p><u>第20条</u> (現行どおり)</p> <p>2. 取締役の選任決議は、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>3. (現行どおり)</p>
--	--

<p>(任期) 第18条 取締役の任期は、就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2. 増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了すべき時までとする。</p> <p>(代表取締役および役付取締役) 第19条 代表取締役は、取締役会の決議により選任する。</p> <p>2. 取締役会の決議により、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>(招集権者および議長) 第20条 (記載省略)</p> <p>(招集通知) 第21条 (記載省略)</p> <p>(決議の方法) 第22条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数で行う。</p> <p>(議事録) 第23条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果については、これを議事録に記載し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印する。</p> <p>(取締役会規則) 第24条 (記載省略)</p> <p>(報酬) 第25条 取締役の報酬は、株主総会の決議により定める。</p>	<p>(任期) 第21条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2. 増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p>(代表取締役および役付取締役) 第22条 取締役会は、その決議によって、代表取締役を選定する。</p> <p>2. 取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>(招集権者および議長) 第23条 (現行どおり)</p> <p>(招集通知) 第24条 (現行どおり)</p> <p>(決議の省略) 第25条 当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。</p> <p>(削除)</p> <p>(取締役会規則) 第26条 (現行どおり)</p> <p>(報酬等) 第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</p>
---	---

<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>第5章 監査役および監査役会</p> <p>(員数) 第26条 (記載省略)</p> <p>(選任の方法) 第27条 監査役は、株主総会において選任する。 2. 監査役の選任決議は、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行う。</u></p> <p>(任期) 第28条 監査役の任期は、<u>就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。</u> 2. 補欠として選任された監査役の任期は、<u>退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。</u></p> <p>(常勤の監査役) 第29条 <u>監査役は、互選により常勤の監査役を定める。</u></p> <p>(招集通知) 第30条 (記載省略)</p>	<p>(取締役の責任免除)</p> <p>第28条 <u>当社は、会社法第426条第1項の規定により、<u>任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)</u>の損害賠償責任を、<u>法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></u></p> <p>2. <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する額とする。</u></u></p> <p>第5章 監査役および監査役会</p> <p>(員数) 第29条 (現行どおり)</p> <p>(選任の方法) 第30条 (現行どおり)</p> <p>2. <u>監査役の選任決議は、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></u></p> <p>(任期) 第31条 監査役の任期は、<u>選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> 2. <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、<u>退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></u></p> <p>(常勤の監査役) 第32条 <u>監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p> <p>(招集通知) 第33条 (現行どおり)</p>
---	---

<p>(決議の方法)</p> <p>第31条 監査役会の決議は、法令に別段の定めある場合を除き、<u>監査役の過半数で行う。</u></p> <p>(議事録)</p> <p>第32条 監査役会における議事の経過の要領およびその結果については、これを<u>議事録に記載し、出席した監査役がこれに記名押印する。</u></p> <p>(監査役会規則)</p> <p>第33条 (記載省略)</p> <p>(報酬)</p> <p>第34条 監査役の報酬は、株主総会の決議により定める。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>第6章 計算</p> <p>(営業年度)</p> <p>第35条 当社の営業年度は、毎年12月1日から翌年11月30日までの1年とする。</p> <p>(利益配当金)</p> <p>第36条 利益配当金は、毎年11月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に支払う。</p>	<p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(監査役会規則)</p> <p>第34条 (現行どおり)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第35条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第36条 <u>当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p>2. <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する額とする。</u></p> <p>第6章 計算</p> <p>(事業年度)</p> <p>第37条 当社の事業年度は、毎年12月1日から翌年11月30日までの1年とする。</p> <p>(期末配当および基準日)</p> <p>第38条 <u>当社は、定時株主総会の決議によって、毎年11月30日を基準日として期末配当をすることができる。</u></p>
--	--

<p>(中間配当)</p> <p><u>第 37 条</u> 当社は、取締役会決議により、毎年 5 月 3 1 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に対し、<u>中間配当を行うことができる。</u></p> <p>(配当金の除斥期間)</p> <p><u>第 38 条</u> <u>利益配当金および中間配当金は、支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。</u></p>	<p>(中間配当および基準日)</p> <p><u>第 39 条</u> 当社は、取締役会の決議によって、毎年 5 月 3 1 日を<u>基準日として中間配当をすることができる。</u></p> <p>(配当金の除斥期間)</p> <p><u>第 40 条</u> <u>配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。</u></p>
--	---